

1 総社市行政不服審査会の結論

総社市長が、令和2年7月22日付けで行った、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定による情報公開不開示決定は妥当ではなく、取り消されるべきである。

2 事案概要

- (1) 審査請求人は、令和2年7月9日、条例第6条第1項の規定に基づき、総社市長（以下「実施機関」という。）に対して平成26年5月29日に総社市保健センター内で開催されたケース会議（以下「本件会議」という。）で、主催者である総社市社会福祉協議会が配布した会議用の資料の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、令和2年7月22日、本件請求に係る公文書について、条例第11条第2項の規定により不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年7月29日、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提出した。
- (4) 審査庁は、条例第17条第2項の規定に基づき、令和2年12月18日付け総第100号により総社市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 資料は、本件会議で出席者全員に配布されたため、平成26年5月29日時点で保有していたはずである。
- (2) 資料を不存在とする理由の具体が、不開示決定通知書に記載されていない。
- (3) 以上の理由により、本件処分の取り消しを求める。

4 実施機関の本件処分理由説明要旨

本件処分については、条例第11条第2項に規定する「公文書を保有していない」がその根拠であり、実態として本件会議の資料を保有していない。その理由は次のように要約される。

- (1) 本件会議の中で資料は配布された。
- (2) 慣例として資料は持ち帰らなかった。

5 審査会の判断理由

審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 不開示決定理由の記載不備について

実施機関に対する事情聴取によれば、資料は本件会議において配布されたが、従来から個人情報に係る資料は会議後これを持ち帰らないのが慣例であるという。会議や資料の性質によってはそのようなことがあること自体は直ちに不合理とみることはできない。

しかし、文書不存在を理由とする不開示決定の場合は、請求された文書が作成又は取得されていないことによるのか、それとも廃棄されたことによるのかを説明することが必要である。したがって、本件処分において不開示決定の理由が文書不存在とのみ記載されているのは、審査請求人が主張するとおり、明白な理由不備という瑕疵があると言わざるを得ない。そして、文書不存在の理由を伝えることに特段支障はなかった。

また、本審査会が「平成27年度答申第1号」（平成28年1月19日）において、文書不存在の事例につき「理由の記載が簡略に過ぎる」ことに対して注意を喚起したにも関わらず、この点について改善が見られなかったことは遺憾である。

(2) 結論

以上の理由により、「1 総社市行政不服審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の経過等

(1) 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年12月18日	審査庁から諮問書及び事件記録等の受理
令和3年 1月21日 (第1回)	・審査請求人による口頭意見陳述 ・実施機関から事情聴取 ・審議
令和3年 2月24日 (第2回)	・審議

(2) 総社市行政不服審査会委員

会 長 西浦 公

副会長 長沼 徹

委 員 寺尾 恵子

委 員 松尾 一夫

委 員 宮川 康弘